

第71回原状回復対策協議会

と き：平成29年6月10日（土）

午後 2 時00分から

ところ：二戸地区合同庁舎大会議室

1 開 会

○長谷川主任主査 定刻になりましたので、第71回青森・岩手県境不法投棄現場の原状回復対策協議会を開会いたします。私は、本日の進行役を務めます、廃棄物特別対策室の長谷川と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、委員14名中13名のご出席をいただいておりますので、会議として成立していることをご報告いたします。

それでは、開会に当りまして、環境生活部長の津軽石から一言ご挨拶を申し上げます。

2 あいさつ

○津軽石環境生活部長 午前中の現場視察はおつかれさまでした。最初、雨でしたが途中から雨が上がり委員の皆様のお力というか、まざまざと感じた次第でございます。ありがとうございます。

さて、この協議会、平成15年の7月から今回で71回目ということでございます。その前は、青森県さんと一緒に協議会をやっていた時期もございましたので、そういった面では多くの回数を市民の皆様とともにこの問題に向かってきた訳でございます。そういった意味では、市民の皆様のご意見を取り入れながら、事件の事案解決、原状回復に取り組んできたということでございます。改めまして、皆様方のご協力に対して厚く御礼を申し上げたいと思います。

この事案につきましては、既にご承知のとおり平成26年3月、埋設されておりました廃棄物につきましては撤去が完了しております。また、昨年の7月にはVOCと言われる、揮発性の有機化合物についての土壌汚染対策が完了した状況になっております。現在は、午前中ご覧いただきましたとおり1,4-ジオキサン対策をしております、その中でも特に高濃度な部分についてはもう直接掘削をして取り除くというような段階でございます。取り除いた後の、今はモニタリングをして地下水の浄化を行っているというような段階に至っておるところでございます。

本日は、平成27年1月に立ち上げました教訓を後世に伝えるためのワーキングの皆様方にご協力をいただきまして、先ほどご覧いただきましたとおり試験植樹をしております。そう

いった状況などをご報告させていただくとともに、今申しあげました1,4-ジオキサン対策の状況などについて事務局から説明をし、ご協議をいただくということとなっております。委員の先生方には午前中に引き続きの長丁場ではございますが、引き続きご忌憚のないご意見、ご提言をいただければと考えております。よろしくお願い申し上げます。

○長谷川主任主査 それでは、議事に入らせていただく前に、皆さんに新任の委員についてご紹介します。

お手元に配付しております委員名簿をご覧くださいと思います。今年度から二戸市推薦ということで、牛間木委員が新任となっております。

○牛間木委員 今回からお世話になります。よろしくお願い申し上げます。

○長谷川主任主査 続きまして、今年度初の協議会でありますので、事務局職員の新任の職員についてご紹介します。

まず、環境生活部環境担当技監兼廃棄物特別対策室長の田村でございます。

同じく廃棄物特別対策室長再生・整備課長の佐々木でございます。

県北広域振興局副局長の千葉でございます。

同じく県北広域振興局保健福祉環境部二戸保健福祉環境センター環境衛生課長の遠藤でございます。

同じく齋藤主任主査でございます。

同じく山口技師でございます。

3 議 事

(1) 報告事項

ア 原因者らに対する責任追及の状況

イ 跡地利用策に係る苗木植栽試験

(2) 協議事項

ア 1,4-ジオキサン対策

イ 環境モニタリングの結果

ウ その他

○長谷川主任主査 それでは、3、議事に移ります。

当協議会の議事進行は、設置要領第4条第4項の規定により委員長が行うことになってお

りますが、昨年度末で委員の任期が一旦終了しております。このため、本協議会の設置要領第4条第2項の規定により委員長の選出、第3項により副委員長の選任となるところですが、僭越ながら事務局からの提案といたしまして、これまでどおり齋藤委員に委員長を、橋本委員に副委員長をお願いしたいと考えておりますが、いかがでございましょうか。

「異議なし」の声

○長谷川主任主査 ありがとうございます。異議がないようでございますので、齋藤委員に委員長をご承諾いただきたいと思います。存じます。

○齋藤委員長 すみません、何か継続でこのままこちらの席に座っていて、申し訳ないこととございますが、謹んで務めさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○長谷川主任主査 それでは、以後の議事進行につきましては委員長にお願いいたしますので、よろしくお願ひいたします。

○齋藤委員長 ありがとうございます。

挨拶等はもう省略させていただきます。副委員長選任の件、これは事務局からの提案のとおり、橋本委員に副委員長をお願いしたいと思っておりますが、よろしいですね。

「はい」の声

○齋藤委員長 橋本先生もご了承いただけますね。

○橋本委員 はい。

○齋藤委員長 それでは、よろしくお願ひいたしたいと思っております。

議事に入りますが、私も今日で15回現場視察をしておりますが、初めてこの荒れた天候に遭って、新部長の気概がよほど強いかと思ったのですが、何とか、きちっと晴れさせてくれまして、無事今日の議論のもとになる視察ができたと思っております。ありがとうございます。

それでは、議事の1番目の報告事項です。原因者らに対する責任追及の状況ということで、事務局説明をお願いします。

○吉田主任主査 それでは、ご説明申し上げます。

資料1をご覧ください。まず1、原因者に対する責任追及の状況についてです。(1)、納付命令の表をご覧ください。岩手県では、代執行に要した費用につきまして、事業費が確定した翌年度以降、原因者に対し納付命令を行っております。平成28年度は、平成27年度分の代執行費用として三栄化学工業株式会社に対し3億1,200万円の納付命令を行っており、平成28年度末までの納付命令累計額では約220億4,000万円になってございます。なお、これら納付命令額の一部につきましては、三栄化学工業株式会社とともに措置命令を受け、その

履行を怠った他の原因者、すなわち三栄化学工業株式会社元役員、中間処理業者であった当時の縣南衛生株式会社及び同社元役員、収集運搬を行った当時の東奥環境株式会社及び同社役員にもそれぞれの責任の範囲にあわせ連帯債務となるよう納付命令を行っているところでございます。

続いて、(2)、回収状況の表をご覧ください。平成28年度は、先ほどお話した原因者らの財産調査を進めまして、その現預金を差し押さえることにより約170万円を回収いたしました。これにより、これまでの回収額累計は、代執行実施前に措置命令の一部履行に充当した約1億4,900万円と合わせまして、約2億5,500万円になっているところでございます。

次に、2、排出事業者等に対する責任追及の状況についてです。排出事業者等に対する調査追及は、青森県と本県が分担して実施してございます。三栄化学工業株式会社、縣南衛生株式会社と取引のあった事業者に対する調査の結果、法違反が疑われる事業者や排出量の多い事業者の詳細な調査を優先して実施してきております。岩手県としては、これまで措置命令を25社、納付命令を1社に対し発出しておりまして、これらを撤去命令量といたしますと合計で約472トン相当、納付命令額としては約1,800万円に相当し、これらは全て履行されてございます。また、責任追及の過程で排出事業者等がその社会的責任を自覚して自主的に現物を撤去するとの申し出があり、これを受け入れたものが20社、現物の撤去にかえて相当額の金線を抛出するという申し出があり、これを受け入れたものが29社、合計で49社でございます。

以上、事業者数は合計で75社、撤去量に換算いたしますと約1万5,500トン相当、金銭に換算いたしますと約5億9,000万円相当になっているところです。なお、これら排出事業者等に対する責任追及では、28年度中も法違反が疑われる事業者等の調査を実施してきておりますが、同年度内に納付命令の発出や金銭の抛出申し出に至ったものはございませんでした。ですので、平成28年度は、この部分につきましては異動がございません。

以上、平成28年度までにおける調査追及の状況を同年度中の状況を中心にご説明申し上げます。今後も残る調査対象事業者への納付命令等について精査、検討を加えますほか原因者の差し押さえ財産の換価を進めるなど責任追及を継続してまいります。

以上でございます。

○齋藤委員長 ありがとうございます。

ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

中澤委員さん。

○中澤委員 回収状況で、回収額があるのですけれども、これは岩手県が回収した金額なのかということと、あともう一つ責任追及のところでは青森県と共同で追及の作業がやられているということなのですから、それはどういう形で振り分けるというか、どういう形で共同しているのでしょうか。

○齋藤委員長 お願いします。

○吉田主任主査 まず、最初の回収状況ということでご説明いたしました金額につきましては、ここでご説明申し上げた金額は、岩手県として回収した金額ということになります。

それから、青森県との分担ということでございますが、排出事業者につきましては約1万2,000社ございました。そのうち、岩手県として分担をさせていただきましたのが約5,200社ございます。ですので、青森県としての分担が約6,800社ということになります。これをそれぞれ実際にどこにどのものが投棄されたのかというのが明らかでないというふうな部分もありましたので、当初そういう取り決めに基づきまして分担して、対象の事業者を分担して調査を進めてきたということでございます。

○齋藤委員長 よろしいでしょうか。

どうぞ。

○中澤委員 回収金額が表示されているのは岩手県ということですが、どのような形でこの金額が岩手県で回収できたということになるのでしょうか。

○吉田主任主査 岩手県として回収した方法でございますけれども、例えばということで具体的に昨年度の170万円ということでいきますと財産調査を進めまして、我々で全国の金融機関、あえて詳細については、今後まだ回収しなければならない財産がありますので、詳細は申し上げるのを控えさせていただきたいのですけれども、ざっと申し上げますと全国の金融機関等々の調査を行いまして、そこにありました責任者の財産について我々で差し押さえ、それを回収したというものが近年の例でございます。過去の例、金額的に大きいものでございますと不動産を差し押さえたというものもございますし、あるいはそれ以外の債権ということで、例えば対象者が持っていた株式の公売を行いまして、その金額を回収したと、さまざまな方法を行ってございます。

○中澤委員 青森県も回収作業、処理をやっている訳ですが、岩手県と青森県のそれぞれ回収できる額はどのように決めたのでしょうか。先に金額というか、財産を明らかにした県が回収できるのか、それとも何割ずつに分けるのか、事業費で案分するのか、そのあたりはどうなのでしょう。

○吉田主任主査 たぶん疑問に思っているのが、例えばAという排出事業者が
あって、その債権が例えば100万円あると、それを例えば岩手が4割、青森県が6割と
とったのかとか、あるいはその100万円なら先に手をつけた岩手県が全部100万円
なのかというような疑問かというふうに理解いたしましたけれども、そうではな
くて当初1万2,000社という排出事業者がございましたが、そのうちこの地
域の分は岩手県が担当しましょう、こちらは青森県が担当しましょうという
ふうになりました。ほとんどが首都圏からの持ち込まれたものでございま
したので、両県でほぼ首都圏のものを担当はしているのですが、その中で
地域割りをしたと。ですので、例えば岩手県が先に手をつけて、青森県の分
も先にとってしまったとか、あるいは逆のパターンということはありません。
A社については、例えばそこが埼玉県のものであれば、それは岩手県で調
査を進めて回収をしたと、例えば千葉県であれば、またそれはそれでとい
うことで、全く別ということになってございます。

○中澤委員 担当した依頼業者の本社とかの所在地によって、岩手県なのか、
青森県なのか、そういう形なのですか。

○吉田主任主査 そうです。そういう地域割りを当初に取り決めを両県で行
いまして、それに基づいて調査をしております。

○中澤委員 好奇心なのですが、青森県側はどのくらいの回収額なのでしょう。

○吉田主任主査 ここで材料を持ち合わせてございませんので、改めて確認
をいたしまして、お知らせができればと思っております。

○齋藤委員長 地域割りで両県が分担してということで、それは後で調整
して金額を合わせるとか、分配という形ではないという訳ですね。それで、
いや、うちが少なかったとか、そういうようなことは特に問題にはな
っていないと。

どうぞ。

○吉田主任主査 少々補足いたします。1万2,000社というふうに申し
上げましたのは、排出事業者でございまして、例えば三栄化学工業であ
るとか、縣南衛生等の原因者側については、当然青森県でも命令を
かけてございますし、岩手県でもかけてございます。それは、いわゆる
岩手サイトで要した、岩手県が代執行を行った費用についての費用を
回収するために命令をしているものですから、それについては青森県
としては、青森のサイトで要した代執行費用についてやっているか
と思っておりますので、そういう意味でいきますと青森県も岩手
県も同じ三栄化学工業なら三栄化学工業に命令をやっているという
意味では、どちらからもやっている。ただし、排出事業者については、
それぞれ完全に分けてございます。

○齋藤委員長 よろしいですか。

他にご質問、ご意見ありますか。よろしいですか。

生田委員さん。

○生田委員 ちょっとお伺いしますけれども、平成28年度の納付命令に対して28年度の回収額というものがございますね。これは今まで納付命令を出したものに対しての回収額であり、今後例えば平成29年度なのですが、今まで出した納付命令に対しての回収を続けていくということでしょうか。それとも先ほどちょっと今後とも調査請求を続けるというお話でしたが、これだけ調べて、また新たな納付命令を出すような事業者というものがあるものでしょうか。

○吉田主任主査 まず、この資料に載せてございます（1）の平成28年度、3億1,200万円という金額は、この備考にありますように平成27年度にかかった代執行費用の分ということでございます。平成28年度、（2）にございますこの170万円というのは、あくまでも3億1,200万円に対してではなくて、回収をしなければならない債務者、我々からすれば我々が持っている債権、都合220億円ある訳ですが、その中の一部ということでございます。

したがいまして、平成29年度、本年度にまた新たに平成28年度分の代執行費用について納付命令をするということになります。それはそれとして、あとはまだ回収できていない過去の債権についても調査を進めて、必要な分できる限り回収を進めていくということです。ですから、今後回収を進めるのは平成28年度に納付命令を行った分だけとか、あるいは平成29年度に新たに納付命令を行った分だけということではなくて、過去の分について我々は債権を放棄してごさいませんから、全て対象にして調査を進めていく、責任を追及していくということでございます。

○齋藤委員長 よろしいですか。

他にいかがですか。よろしいですか、年月もたつて作業は大変だと思いますけれども、ひとつご尽力よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次の検討事項で、跡地利用策に係る苗木植栽試験ということで、ワーキンググループのリーダーの橋本委員からご説明をお願いします。

○橋本委員 お手元の資料2でございます。協議会では、県境不法投棄事案の教訓を後世に伝えるための検討ワーキンググループをつくっております。グループのリーダーは橋本が務めております。その活動報告ということで、午前中植栽試験の現場を見ていただきましたけれども、繰り返しになりますが、ご説明させていただきます。

まず、試験の趣旨でございますが、ご覧になったとおり現地は気象的にも、土壌的にも厳

しい立地条件ということでございます。そういったところに苗木を植栽すると、相当の困難が予想される訳です。今後植栽計画を着実に進めていく上で、前もって植栽試験を行う、そして植栽苗木の成長を阻害する因子を見きわめ、対策を練る必要があるということでございます。

今回の供試樹種、試験に用いた樹種ですけれども、カラマツとウルシです。カラマツは、現地で特に気象面ということなのですけれども、適応が期待される樹種で、ウルシはその正反対で、条件的には豊かな土壌と緩和された気象環境を求めるということで、非常に生育不良が見込まれる樹種ということでもあります。しかしながら、ウルシにつきましては二戸地域、浄法寺地区ですね、高品質のウルシが出るということから資源、また住民の間でウルシに対する期待、関心が高いということから、できればウルシが育つような、そういった跡地利用になればというような期待を込めてウルシを使っております。こうした特性の異なる2つの樹種、その植栽後の成長反応を通して今後の植栽のあり方、そういった情報を得るとというのが目的、趣旨でございます。

それで、現地なのですけれども、説明させていただきましたように、今日植栽しましたところは跡地の中でも最も条件の悪いところ、平地で基盤が固まったところですね、植え穴を掘るのも非常に大変、そしてまた水もよくはけないというようなところでございます。

それとあともう一つは、標高の高いところ、雪の相当降るところでございますので、どうしても植栽する時期がおくれる。ことしの場合、3月31日に前の課長さんと一緒に現地見させていただいたのでございますけれども、相当雪が残っておりました。それで、雪が解けて、かつ水が引いていく、ぬかるんでいる状態で苗木を植えることはできませんので、雪解け後、水が引いていくということが求められる訳ですね。そこで植栽基盤、あのような基盤ですので、なかなか水はけが悪いということで、植栽時期がどんどん、どんどん遅れてくる訳です。そこへ持ってきて、既に平地で育った、盛岡、滝沢で育った苗木というのはもう春を迎えて活動を始めている訳ですよ。苗木を植栽するとき、春に植栽するときというのは、苗木の春の活動が始まる前に植えなくてはいけない訳ですよ。そういったことで、現地で植栽時期が遅れてしまいますと、既に活動を始めているような苗木を植えなくてはいけないというようなことですね。ですから、現時点でわかっておりますのは地盤の問題ですね、その問題と植栽時期がおくれるという、非常にその問題が大きいというようなことがわかってきました。そういうことで、これについてどういような対策を練るかということなのですけれども、さまざまございます。例えば今の水はけが悪いというようなことになると傾斜をつける

とか、溝を掘ってドレーンを設けるとかという、そういう工法もありますし、そしてまた植栽時期がどうしても遅れるという問題については、今回苗木は裸の苗を植えている訳なのですが、根が裸になっている、そうではなくて、ポットに植えられている、あるいはまた最近ですとコンテナで苗木を栽培するというようなことも非常に進んでおります。そういったことで、さまざまな技術対応を先々どう選択すればいいのかという問題も一応その解決方法が見えてくるというようなことにつながっております。

それで、現地ご覧になっていただいたのですけれども、余りうまくいっていない訳ですね。一つ一つうまく育たない、あるいは死亡したというのは原因がある訳なのです。多くの場合、幾つかの要因が絡むのですけれども、そういったものを同時に気象観測土壌の環境も計測してありますので、その要因を突きとめていくということで対応がはっきりしてくるということでございます。

それで、試験の実施なのですけれども、5月1日に、そこに書かれておりますような参加者に参加していただいてやっております。

それで、関連事項なのですけれども、4番目、(4)と書いてありますが、同一の設計の試験を岩手大学の構内の実験圃場でもやっております。ということで、条件のいい大学の構内と比較して現地の現場がどういった立地条件のものなのかということも比較試験、大学での試験を通して比較することによって、見えてくるということでございます。

それで、裏を見ていただきますと植栽の位置、地図の中でこの地点ですと、そしてまた植栽方法についてはこんなふうに植えましたよというのがわかります。1列交互にカラマツ、ウルシ、カラマツ、ウルシというふうに、2.5メートル間隔に植えております。それで、最後のところでは、植栽したときの写真が載っていますけれども、植え穴掘り、非常に大変な仕事であります。ただ、バックホーなんか、機械を使わなくてもできることはできるなということを確認できております。比較的楽なところもあるなということ、全部が全部バールを使って、つき棒で穴をあけてというようなことは必要ないということでもあります。

最後の写真なのですけれども、一応こんなふうに丁寧に植えるのですよということをしていただけ多くの方に知っていただくといえますか、植栽というのはこういうふうにやるのですよということに関心を持っていただいて、そしてまたいろんなところで広めていただくというところが、植栽指導というようなことも兼ねて植栽やらせていただきました。

県職員の方々はもちろんなのですけれども、現地を担当しています国土開発の職員の方々とか、あとは大学の先生、そしてまた学生たち、そしてまた民間の会社の方々なども加わっ

て実施させていただきました。今後引き続き継続して同じような試験を少し広げてやっていくかと思えますけれども、できるだけ多くの方々に参加していただいて、苗木を植えて終わりということではなくて、苗木を植えたら大変なことなのだよ、うまくいかない場合も多いのだよ、そしてまた植えたら刈り払いなど手をかけていく必要がある訳ですよ。そんなことも知っていただければありがたい。そして、少しずつそういった現地での跡地の利用に向けて、植栽だけを私たち考えている訳ではないのですが、お花畑をつくろうとか、イベントのためのスペースを設けようとか、そういったことも考えておりますので、跡地利用を多くの皆さんで話し合うきっかけになればということで、今後引き続き試験を続けてまいりたいと思っていますので、ご協力よろしくお願いいたします。

以上です。

○齋藤委員長 ありがとうございます。

ご質問、ご意見ありましたらお願いします。

板井委員さん。

○板井委員 すみません、教えていただきたいのですが、今コントロールというか、あれで、岩大の中にも同じあれを植えられたと。あそこだけ見ると、素人の目からはウルシは生きて育っているというように見えるのです。それは、岩手大学の場合と比べるとどういう状況なのですか。

○橋本委員 ウルシの場合ですと、特に植栽時期の遅れというのが、現地はもう明らかに遅れている訳なのです。それで、岩手大学の圃場で植えたときも5月1日に植えている訳なのですけれども、やはり遅いです。だから、現地のことを考えますとできれば雪解け直後すぐに植える、4月上旬くらいに植えたい訳なのです。苗木が動き始める、苗木が春だということで根の活動、そしてまた芽が出ようとする訳なのですけれども、その相当前、2週間とか1カ月ぐらい前にウルシを植えないと具合悪い訳なのです。ですから、その植えつけ時期は現地でももちろんおくれましたし、岩手大学構内でも遅れています。これ時期を合わせる必要あったということなのですから、岩手大学でもやはりウルシの植栽時期が遅れたということで、成長は余りよくないですね。

○齋藤委員長 よろしいですか。

他にいかがでしょうか。

生田委員さん。

○生田委員 橋本先生、ちょっと教えていただきたいのですが、今岩手大学の農学部でやっ

たのと同じ時期に現場も植えたということですよ。

○橋本委員 はい、そうです。

○生田委員 ちょっと興味あるのですけれども、時期が少し遅くなったために、現地では育ちが悪いよということでしたけれども、岩手大学では遅かったけれども、やっぱり現地よりは大きく育っているということでしょうか。

○橋本委員 現地に比べたら岩手大学は暖かくて、春が早いんですね。そうしますと、岩手大学は現地よりももっと早く植えなくてはいけません。現地ですと、雪解け後すぐですよ。そうするとできれば4月初めぐらいには植えたいぐらいなのです。できれば3月なのですよけれども、雪があつて植えられませんか。そうすると、岩手大学の場合ですと3月の中旬とか、それぐらいに植えたいぐらいなのです。ですから、ウルシの場合ということなのですよけれども、特に植えつけ時期をなるべく早く植えるということが求められる訳なのです。そういう場合ですと、秋に植えたらどうだろうか、だから12月、根雪がつく前に植えるというような方法も考えていかなければいけないのかなというふうに思っています。

○齋藤委員長 植える時期はどちらも遅れた、でも岩手大学は圃場として整備しているところに植栽しているんですよ。

○橋本委員 はい。

○齋藤委員長 という条件で見たら、何か岩手大学は少しまだ生き生きとしているかなというふうに素人目で感じたりしたのですけれども、その辺どうですかということですよ。

○生田委員 はい、そうです。

○橋本委員 そうということですよ。やはり植えつけ時期の問題が、今回ウルシの状況、両方の植栽地で見ると大きく左右していて、土壌的な条件ですよ、余り影響はしていないのかなというふうに思っています。

ただ、今後の成長といいますか、そういったことを考えていくとき、そしてまた死亡しているものも出てきている訳ですよ。そういったことを考えると土壌はなかなか水がはけていけないというようなことも一方で影響しているなということですよ。それで、実際に何がどのようにというのは、もう少し経過を見てみないとわからないということですよ。現時点では、2つの要因ですよ、基盤が非常に固いということで水はけが悪いということ、植栽時期がどうしても現地では遅くなりやすいということ。もちろんそれにあわせて大学での植栽時期も遅らせている訳ですよ、もっと遅れている訳ですよ、大学はですよ、春早いですからね。そんなところだと思うのですけれども。

○齋藤委員長 よろしいでしょうか、多分もう少し成長の度合いを見て、考察を深めたいというところがあるかと思えます。よろしいですか。

○生田委員 はい、よろしいです。お任せです。

○齋藤委員長 多分今後どういう形で活用するか、今の植生の条件等によって、地山の整形とか、あるいは客土のやり方とか、いろんなことが絡んでくると思えます。最初の実験がスタートしたということで、引き続きご尽力をお願いしたいと思えます。よろしいでしょうか。

「はい」の声

○齋藤委員長 ありがとうございます。

それでは、2番目の協議事項、1,4-ジオキサン対策ですが、環境モニタリング結果も連動しますので、一緒に説明をお願いしたいと思います。

○川又主任 廃棄物特別対策室の川又と申します。私より、1,4-ジオキサン対策と環境モニタリングについて関連しますので一括でご説明させていただきます。座って説明させていただきます。

資料3の4ページをご覧ください。平成21年に環境基準が設定されました1,4-ジオキサンが場内地下水から検出されていることから浄化を実施しております。ジオキサンは水に溶けやすい性質があることから、場内の地下水を揚水井戸から回収して、場内中央にある汚染水処理施設で処理するという方式で浄化を行っています。図1の赤い丸で示したところには直径2.5メートルあるいは3.5メートルの大型の井戸を設置して揚水を強化してきているという状況にあります。また、図の左上のA地区、右下のJ地区の大型井戸では棒のようなものが伸びております。それらは横ボーリングと呼んでおりますが、穴のあいた塩ビ管を地中に施工して、より広い範囲から汚染地下水を集めているという状況にあります。しかし、これら揚水対策ではなかなか濃度が低下しなかった2箇所、図1の青い着色をした部分のA地区の西側、それからA-B地区境界部があります。これらについては地下水の汚染源となる汚染土壌の掘削除去の対策を行っています。現在は地下水の濃度等の状況をモニタリングしています。

続きまして、資料の6ページをご覧ください。A3の表になります。地下水の調査結果についてご説明いたします。こちらの表は、井戸ごとの調査結果を基準超過割合に応じて色分けした表です。上の段が揚水井戸、下の段がモニタリング井戸となっています。前回協議会后、一番右側にある29年の4月までの結果を追加しています。全体を眺めますと図の左側

の25年度当初はピンクで着色しています基準の5倍以上あるいは赤で着色しています基準の50倍以上という井戸が結構多かったのですが、それが一番右、最新の結果では4月の結果で環境基準の5倍以上が3箇所ということで、全体としては浄化が進んできている状況にあります。

裏面の7ページをご覧ください。こちらはA地区、B地区につきまして、平面図に井戸ごとのジオキサン濃度のグラフを付した図になります。まず、この図の半分から左、A地区西側についてご説明いたします。この地区は、揚水量が上がらず、ジオキサン濃度がなかなか下がらない状況にあったことから、図の中にありますA、大型井戸、直径3.5メートルの大型井戸を施工して、地中には横ボーリングを施工し、それが平成27年8月から稼働して揚水を強化しているという状況になります。その左下のところにピンク色の丸がありますが、こちらはその大型井戸の稼働後もなかなか濃度が下がってこないということで、調査をした結果、こちらの地下10メートル前後のところに汚染土壌の塊があるということがわかりましたので、直径14メートルのライナープレートを用いて掘削除去を今年の12月に終えています。

グラフをご覧ください。一番左上、Aの大型井戸は平成27年の設置当初は基準を超える地下水が集まってきた状況でしたが、最近低下傾向になってきてまして、こちらに集まってくる水は基準を下回るぐらいの濃度まで低下してきている状況です。

その右側のグラフのヨ一4、その下のヨ一5というところは濃度が低下傾向にあり、基準程度まで低下してきており、もう少しで基準を下回るのではないかと考えています。

次に、ヨ一5の下のグラフ、1一⑤一ウ（A一1）は基準の10倍以上でずっと推移してきましたが、汚染土壌の掘削除去により井戸ごとなくなったという状況です。その地下水下流側にA一1という代替井戸で確認していますが、その掘削除去により10倍以上のものが2、3倍程度というところを推移してきており、掘削除去の効果が確認されています。

次に、その下の図、大口径Aですが、こちらは県境の鋼矢板沿いであって、地下水を揚水しています。こちらは横ばい傾向というところなんです。この地区は、特にこの直径14メートルのライナープレートから大口径Aという辺りの地下水を浄化する必要がある状況です。

現地でもご覧いただきましたが、ライナープレートの周辺に散水をしたり、あるいはライナープレートの中にきれいな水を入れたりし、大口径Aで揚水をする形で浄化をしていきたいと考えています。

次に、図の右側、A一B地区境界部は、場内で最も高濃度の地下水が確認されていたため、平成26年から段階的に汚染土壌の掘削除去を行っており、平成28年度までに赤い斜面で表示

したように掘削除去範囲を広げてきております。除去可能なところは掘削を終えている状況です。一部北側の斜面、図の上側の斜面ですが、そこでは掘削できない範囲があり図の紫色の点線で囲んだB-1井戸の周辺の2層あるうちの下の透水層、砂まじりの層のところに汚染が残っているということで、その層に横ボーリングを設置して汚染地下水を集めています。その汚染水は貯水池というところで集めて、汚染水処理施設に送って処理をしています。

一番右上にあるB-1は基準の10倍を超える濃度が横ばいに推移しております。こちらは場内で最も高い濃度となっているので、ここが一番の課題と考えています。ここでは横ボーリングで地下水を排出していますが、その対策効果や汚染状況を確認するため、個別の横ボーリングから排出される水量と濃度の今回調査を行いました。

その結果は8ページ、9ページです。9ページの図をご覧ください。こちらがA-B地区の横ボーリングの図でございますが、こちらは砂層を対象として、砂層の上は赤、その下に緑、さらに下から少し角度をつけて設置しているのが青で、その3本を1セットとして7セット施工しています。そのうち水が出てきていることが確認できる13本の水量と濃度を確認しました。なお、真ん中のところのB-1は先ほど2.8ミリグラムパーリットル、4月で確認されている、場内で最も高い井戸が真ん中の辺りにある状況でございます。

濃度は中央部の範囲で1.4から3ミリグラムパーリットルで基準の28倍から60倍ぐらいの高濃度の地下水が出てきているということがわかりました。また、その排水量は1本当たりの最大は643リットル、1日当たりは全体を合計すると1日当たり大体1,730リットル、1.7トンぐらいの水が排出されていまして。この結果は4月の結果なので、雪解けの影響により水が比較的多い時期ということでした。5月に水量を測ってみると、この全体の合計が0.6トンぐらいまで下がっているということが確認されています。この地区は、いかにきれいな水をどんどん入れ、その地下水の排水量を増やすということが重要と考えております。

現地でもご覧いただきましたが、ここには斜面の上部に散水管を設置して散水を開始している状況ですので、その効果は地下水量、濃度を定期的に測りながらその効果を確認していくこととしております。

続きまして、これらを踏まえた今後の事業スケジュールをご説明いたします。資料の11ページの表2をご覧ください。こちらが一番上の段の井戸からの揚水あるいは汚染水処理施設の稼働は1年間を通して実施いたします。また、一番下にある場内、場外を含めたモニタリングも1年間継続して実施してまいります。また、中段の高濃度の地区のA地区、A-B地区境界部というところでございますが、こちらは今年の5月までに散水設備を設置し、散水

を開始したところですが、散水の状況は12ページのとおりです。今後、A地区の辺りで汚染の取り残しがないかを確認する意味で土壌のボーリング調査等を実施します。結果に応じて、追加対策は検討していくということになります。

資料の13ページです。参考として、汚染水処理施設の運転状況を掲載しています。1,4-ジオキサンは、表3のとおり環境基準の10分の1未満に処理しているということで問題なく稼働しています。その他の項目は1項目、表4のとおり硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が若干基準を超えていますが、今後、その結果は注視していきたいと考えています。

続きまして、資料4の14ページをご覧ください。場外、周辺表流水の1,4-ジオキサンの環境モニタリングの結果は今年4月分の結果ということで、右側の赤で囲んだところになりますが、いずれの地点でも基準を超える濃度は確認されていない状況です。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。

○齋藤委員長 ありがとうございます。天候が回復したので、A地区、A-B地区境界を現地で十分に確認ができたことと思います。上の散水管の辺りはちょっと条件が悪くてご覧いただけなかったと思いますが、写真等でありますので、ご判断できるものと思います。ご質問、ご意見お願いしたいと思います。

中澤委員さん。

○中澤委員 1つは、図3で横ボーリングの配置図と、右側に表があるのですけれども、そのところで横ボーリングの図の中で、表にないというところは横ボーリングが湧水というか、排水がないということでしょうか。

○齋藤委員長 いかがでしょうか。

○佐々木再生整備・整備課長 4ページのことですか。

○中澤委員 9ページの図3です。

○川又主任 9ページの図3のところですが、横ボーリングが21本設置されているのに対して、今回調査したのが13箇所、それ以外のところはどうかというご質問かと思いますが、こちらの13箇所の調査は、目視により現場で水が出ているところを優先的に調査したということですので、それ以外のところからは、余り水が出ているところは確認されていないという状況です。

○中澤委員 そこで、図の中では最も濃度が高い3.0というのが下段の2となっているのですけれども、表では中段の2というふうになっているのですけれども、これ表が正しいということなのではないでしょうか。

○川又主任 失礼いたしました。こちら表が誤りでございます。図が正しいという形ですので、下の段の2ということでございます。表のナンバー3が下の段の2ということでございます。申し訳ございませんでした。

○中澤委員 それで、汚染源というか、B-1の付近というふうな考えで散水等により洗い流しを行っている訳なのですが、この最も濃度が高い、どちらかというとなんかB-1から離れているところに関しては、やっぱり汚染水というのはB-1から来ているというふうな考えなのか、それはどうなのでしょう。

○川又主任 資料の7ページをご覧ください。A-B地区境界部とB-1の中心を中心に紫色の点線で囲って着色していますが、おおむねこのB-1辺りを中心にちょっと広がってその砂層の前後の層に存在していると考えていますので、そういったところを面的に浄化できるように散水をして、さらに横ボーリングを広い範囲で設置してということを行っています。B-1そのものが汚染源ということではなく、B-1を中心とした範囲で少し広がりを持って存在していると考えております。

○中澤委員 そのときの推定汚染範囲というふうに考えているゾーンはどのような判断でこういうゾーンを考えているのでしょうか、今までのボーリング調査の結果で、ここに書いてある推定汚染範囲というのを決定しているのでしょうか。

○川又主任 そうですね、今までのボーリング調査の範囲で何点かこの辺りを中心にボーリングをして、そしてこの範囲ではないかと推測し考えています。掘削除去のときも調査していますので、その調査結果によって、その掘削範囲も決めてきてまして、この辺りの調査により、この範囲に汚染が残っているだろうと推測しています。

○中澤委員 そこでBの貯水池なのですが、かなり濃度が環境基準に近いという水質なのですが、これをそのまま処理するというのが処理コストにどういうふうに影響するか判断しなければいけないのですが、大量の処理水を処理する、希釈という意味合いでこれを使うということは理由があるかもしれませんが、これだけ薄いものになっているということは、汚水地下水とともに清澄水もかなりある訳です。今回横ボーリングで汚染地下水が出ている箇所がある程度わかってきましたので、汚染水と清澄水を分離し排水処理施設により処理したほうが処理コストの削減につながるような気がします。

○佐々木再生・整備課長 私が回答させていただきます。

長い期間、基準を超えない井戸が出てきましたので、確かに全部の揚水処理を行っているというのはコストがかかりますので、データを整理しまして、提案してもいい時期かと思っ

ております。例えば1年ぐらい基準を超えていない井戸は、今のオゾン分解の工程を通さずに沈殿だけして流すとかということを提案させていただきたいのですが、ただ今回データがそろっておりませんので、次の協議会までに考え方を整理して協議会に諮らせていただきたいと思います。

○中澤委員 わかりました。もう一つお願いですけれども、A地区西側のところで、図の凡例で汚染土壌が確認された地点と汚染土壌が確認されなかった地点ということで、ポイントで書かれているのですけれども、今まで、これまで行ったボーリング等によって、A地区西側地区で汚染が見られなかったゾーンがあった場合には、そういうゾーンもこの図に記入していただければ汚染状況の把握と浄化の考え方の参考になると思いますので、もしそういうデータがあったらそれをこの図に加えておいていただきたいと思います。

○佐々木再生・課長 過去のデータとか、今後のボーリング結果とかで、間違いなく問題のない地点というもののマッピング等をしていきたいということで、今委託業者と考えて打ち合わせしておりますので、長期的なことを考えると卒業させていただく範囲とか、問題のない範囲、まだ残っている範囲というのを目視でわかるような検討をさせていただきたいと思います。

○中澤委員 お願いします。

○齋藤委員長 他にいかがでしょうか。

板井委員さん。

○板井委員 現場を見せていただいて、大変ありがとうございます。それで、1つは濃度の高い病巣があるようなところは取ってしまうという基本的に一貫した姿勢について私は非常に評価したいと思っています。

それを踏まえて申し上げますと、このB-1の辺りというのは、今日見て、これは取れない。取れないからどうするのだということで進めていらっしゃる訳ですが、そのときに、それで何をやっていらっしゃるかというと、9ページの図3のところの上で水を供給するためのパイプを置いているよということなのですが、確認したいのはこの図で言うとBの上のどの辺りでしょうか、給水する線、ラインが通っているのは。その位置関係が結構重要ななどというふうに思ったものですから。

○齋藤委員長 お願いします。

○佐々木再生・整備課長 通っているのは、左側の小段の細いライン、上から細いほうを、周囲を囲む3つ、この場所です。

○板井委員 要するに、それは今の通っているラインというのは、先ほど中澤先生がご質問なされた汚染水エリアをカバーして、それよりむしろ上くらいがいいのかなど。

○佐々木再生・整備課長 そうですね、できるだけ上に設置をして、範囲的には先ほど言った推定区域をカバーしている形になっています。

○板井委員 わかりました。

○齋藤委員長 よろしいですか。

他にいかがでしょうか。透水する水の量というのは、事務局から説明あったようにジャブジャブ流れても意味がありませんし、乾いてしまっても意味がありませんから、適宜、浸透するような形ということで、今そういう視点でも見ているということでもよろしいですね。

○佐々木再生・整備課長 はい、能力的には1日30トン水を散水することができますが、それだけやってしまうと小段ごとずれるおそれがありますので、比較的ローム層でずれにくいということの確認はできておるのですが、あまり散水し過ぎて、その後に大雨が降るといふことになると崩れるおそれがあるので、調整しながら適正量を把握調査して、運転を続けるということにしております。

○齋藤委員長 横ボーリングで、今はかなり高い濃度で出てきているということは、むしろそれだけ除去の効果が進んでいるというふうに判断できますね。

○佐々木再生・整備課長 はい、そのとおりだと思っています。

○齋藤委員長 これがある時期をピークにしてどんどん少なくなるというふうな形になってくれば、おそらくこのB-1の濃度も低下してくると、それを目指していくということでもよろしいですね。

○佐々木再生・整備課長 はい、そのとおりでございます。

○齋藤委員長 いかがでしょうか、前回まで打てる手というふうなことについては、実際の作業手順を進めていただいて、その結果がどう出てくるか、梅雨から夏場にかけて変化がどう出てくるかということが注目点かというふうに思います。

築田委員さん。

○築田委員 今のところ1,4-ジオキサン対策ということで、重点的にA-B地区、あるいはB-1とか対策がとられてきている訳ですが、今日見た場所ではJ地区がありますよね、今日はジオキサン問題対策の話合いが主ですが、重金属が過去に出ていた。こういった状況については、現在調査されているものでしょうか、どのような状況になっていますでしょうか。

もう一点は、A—B地区を重点的にやられているのは当然なのですが、その他この現場全体を見て、あと他にも注意していかなければならないようなところがあるのでございますか、それについてお伺いしたいと思います。

○齋藤委員長　いかがでしょうか。

○佐々木再生・整備課長　一部水銀が観測されている場所がありまして、これについては調査をする計画を練っております。また、硝酸性窒素の問題があり、これについては周辺の農地の影響も考えておりますし、その他に循環水自体に硝酸性窒素が残っておりますので、ジオキサンの汚染対策をできるだけ早く進めて、場内の処理水を使わないような処理を早いうちに行うというあたりを考えております。また、青森側で植樹をしたときに堆肥と一緒に施用したことによって亜硝酸性窒素が上がったことがあって、今後、植樹試験をふやしていく、施肥をする、堆肥をまくことによって、窒素が上がるという可能性があるもので、その辺の状況も見ていきたいと思っております。

その他に、今のところデータのどこかに汚染があるというようなことはないのですが、モニタリングを行って異常なデータが出るようなことがあれば、この場でもご報告させていただきますし、先ほど中澤委員からもご指摘がありましたようにどこの場所がもう浄化が完了して大丈夫なところなのか、そのようなエリアというのはどのように決定して、最終的に浄化が完了したということにするのかも検討したいと考えております。今のところ、問題はないですが、どこのエリアはもう大丈夫ですということを考えていきたいと思っております。

○齋藤委員長　よろしいですか、まだ先のことというふうに考えてはいましたけれども、要するに浄化完了をどんな形で判定するか、これがある面では地域の方にとっては一番の安心情報かと思えます。基本的にはモニタリング井戸から一つも出てこないということは単純に考えてはいましたけれども、もっと面的にそのようなことが証明というか、出せばいいのかなという気もいたします。ご検討ください。

他にいかが。

颯田委員さん。

○颯田委員　ジオキサン対策でちょっと確認したいのですけれども、7ページですね。14メートルのライナープレート井戸を浸透井戸として使うというのを現場で説明を受けましたけれども、そうするとその洗う対象は県境から県境鋼矢板の間になりますよね。ここは岩手県が担当するということなのですけれども、そうするとモニタリングというか、監視している井戸が大口径井戸1個だけなのですが、もうこの1個で県境と鋼矢板の地域の浄化を判断

するという理解でいいのですか。

○齋藤委員長 お願いします。

○川又主任 7ページの図にあります県境ですが、今A-1という井戸があつて、大口径Aという井戸があると。このエリアは井戸としては青森県さんが設置したモニタリング井戸もありますので、いつの時期ということについて断定はできませんが、濃度が落ちてきた段階で、例えば青森県さんにその井戸の採水をさせていただいて、浄化の状況を確認するというのは考えられると思いますので、その辺は今後整理して考えていきたいと考えています。

○齋藤委員長 県境と鋼矢板辺りは、結構、微妙な問題も含んでくると思いますし、これはできるだけ協力して両県で安全ですよというところの確認を取らなくてはいけないと思いますので、その辺は調整お願いしたいと思います。

他に。

どうぞ、もう一つ。

○颯田委員 あともう一点、築田委員からジオキサン以外の質問がありましたけれども、昨年度、多分5月のデータでカドミウムの濃度が結構あちらこちらの井戸から出たということがあったのですけれども、今年は大丈夫でしたか。結局データが全然なくて、コメントもないので、ちょっと心配しているのですけれども。

○川又主任 今年度については、全項目の調査が5月からということで、今回の資料にはまだ掲載していませんが、状況は見ていきたいと思っております。昨年度も5月のデータでは環境基準を超過したけれども、その後の状況というのはそれほど環境基準以下という状況もございましたので、一回のデータだけではなくて、ちょっと長い目で推移を見ながら考えていきたいと思っております。

○齋藤委員長 確認をお願いします。注目してないということではないというふうに承りましたので、よろしくお願いしたいと思います。

他にいかがでしょうか。

ジオキサンについては、打つ手はとりあえず打って、その成果を見きわめていくというのが今回のステップというふうに考えております。次回の委員会が9月でしたよね、それまでにいろんな進展が認められればよろしいと思いますけれども、何かあったときにはとりあえず委員長とか、そういうところにもご連絡をいただいて、共有をしていくような形で進めていきたいと思いますので、よろしいでしょうか。

中澤委員。

○中澤委員 ページ7の図の中で、イー3にまだかなりジオキサン濃度が高い状態ですけれども、ここはどのような対策をとられているのでしょうか。ヨ一3です。

○齋藤委員長 ヨ一3ですね。

○中澤委員 ここはもう取ってしまったから、井戸はもうないと。

○川又主任 このヨ一3は、井戸自体は存在しますが、図でご覧のとおり結構低い位置にあります。純粋な地下水を測っているというよりは斜面から出てくる水も含めて測っているのかなというところですね。濃度としては低下傾向なので、このまま推移を見守っていきたいとは思っておりますが、斜面から出てくる水も若干ジオキサンを含んでいるものもあるのでというところですね。

○中澤委員 しばらくは水質変化を観察して対策を今後検討するという、そういうことなのではないでしょうか。

○川又主任 必要があれば調査を実施して対策を検討するということは必要だと思っております。

○齋藤委員長 かなり凹凸があって、完全な地下水の中での水位というよりは、外的なものも何か影響して、それに左右されて高かったり、あるいはほとんど出なかったりというような、そういう動きをしているのかなというようにも見えますね。場所が場所ですので、様子を少し見るということも必要かもしれないと思います。全体としては、下降しているよという絵にはなっていますが、非常に凹凸が激しいと。

よろしいでしょうか。

「なし」の声

○齋藤委員長 それでは、その他として何かご説明いただくことはございますか。

築田委員さん、どうぞ。

○築田委員 今日現場を見させていただいた際に、青森県さん側からの説明ありまして、その際委員長が今後とも月1回、両県での協議しているということなので、引き続きどういった対策を講じていくのか、情報交換を含めてお願いしたいというお話ありましたが、月1回どういった内容の情報共有といたしますか、具体的なお話があるかもしれませんが、どういった内容での協議といたしますか、例えば今日青森県側のジオキサン濃度が示されていなかったものですから、そういった濃度を除去する具体的な方法とか、対策とか、そういった内容、先ほど原状回復というか、回収状況の説明ありましたが、そういった点などを含めて情報交換されているのかどうか、内容をお聞きしたいのですけれども。

○齋藤委員長 その点はいかがでしょう。現場担当者の中で協議というふうに私には聞こえたので、県同士でということはされておるのでしょうか。

はい。

○川又主任 月1回の青森県さんとの情報交換ということですが、定期的に現場、岩手県側の現場事務所で月に1回打ち合わせをしています。内容としては、現場で今お互いにどういった工事をやっているとか、あるいは例えば大型の車が入ってきて搬入がありますよとか、そういった部分の打ち合わせとか、あとは両県でイベントがあったり、視察があったりというようなことを中心に情報交換しています。濃度データ、あるいは責任追及の状況はその場では余り話題は出ないという状況です。

その他にも、例えば必要があれば我々が青森県さんに伺って協議をしたり、青森県さんが岩手県庁に来て協議をしたりということはあります。現場での月1回定期的な打ち合わせはどちらかというと現場同士での調整等が主になっています。

○齋藤委員長 青森県さんでジオキサン対策として見ると、多分、自然の水で流してという形で今まで進められてきたのだらうと思います。今回説明を受けて、岩手県がやっているような大口径の井戸を掘るとか、横ボーリングとかというようなことを計画されてきたということなので、岩手県が大分苦勞してやってきたノウハウですけれども、青森県もそういう対策をしてきたとすれば、できるだけ情報交換して、地域全体の浄化につながっていくような形で組んでいければいいなというように思っているところです。正直なところ、全面撤去にしても、浄化にしても、この協議会にしても、岩手県の取り組みで参考となるものを青森県さんとして取り組んでいただければいいと私は理解しています。このジオキサンについても、岩手県が苦勞してやってきていることではありますけれども、一体として難しい作業をお互いにできるようなことになれば大変いいことかなというふうに考えておりました。現場でのそういう打ち合わせ、あるいは調整というふうなことがまず中心だと思いますけれども、ぜひ協力して進めていけるような形、これはさっき言った県境部のところの対応とか、そういうものもいずれ調整が必要になりますので、そういう流れで持っていただければありがたいなというふうに思っている次第であります。

○津軽石生活環境部長 その点につきましても、両県で一緒に解決に向けて努力していきましようねという思いは共有しております、実際に私もことしの3月に青森県環境生活部長さんに、青森県庁に私が行って、終わるときは一緒に終われるように、現場が一緒ですので、そのような思いは共通ですよということを確認しておりますので、それはもう定期

的にやっていかななくてはいけないかなと思っておりました。

○齋藤委員長 築田委員さん、そのような形の認識でよろしいでしょうか。

○築田委員 はい、よろしくお願いします。

○齋藤委員長 他にいかがでしょうか。

「なし」の声

○齋藤委員長 よろしければ、協議事項はこれで終わりということにいたしますが、せっかく年に一度の現地視察ということですので、委員の先生方、何か感想等、一言ずつでもお願いしたいと思いますが、板井先生からお願いいたします。

○板井委員 先ほども少し先走って申し上げましたが、今からもう何年前ですか。

○齋藤委員長 協議会は15年前、その前に数年いろんな要件での対応がありましたから、あらかた20年になるのではないのでしょうか。

○板井委員 何でそれをお聞きしたかという、最初から岩手県は、言葉は悪いですけども、やばいものは取るのだという一貫した姿勢でやってきたと私は記憶しております。その姿勢は今も変わらなくて、例えば先ほどのジオキサンにしても、そのような汚染源が見つかった場合には、それを除去するという一貫した姿勢は今も変わっていない。それで、結局私はそのほうが、何だかんだいって最終的に早い解決につながるのだらうというふうにこれまでの流れを見ていて思いますので、ですからその結果として、あともう少しだなという感想を持ちました。

以上です。

○齋藤委員長 では、笹尾委員さん。

○笹尾委員 現地は私も10回ぐらいは見せてもらっていると思いますけれども、毎回地形が変わっていて、現場でさまざまな試行錯誤をされていて、今に至っているのかなということで、終着点が近づいてきているのかなというのは改めて実感しました。

それで、ちょっと今日お話にあるかと思って、なかったのですが、質問ということで事務局に確認したいのですが、ただ一方で時間が多少想定よりはかかるということで、以前に実施計画の延長について話題になっていたと思うのですが、実施計画の変更の見通しとか、協議の状況とか、何か進展等ありましたら教えていただきたいと思います。

○齋藤委員長 お願いします。

○佐々木再生・整備課長 実施計画については、今環境省と協議をしているところです。詳細についてはまだ詰め切れておりませんので、ご報告できないのですが、まず今の

ところ良好な回答を得ておりますので、皆さんにご安心をいただけるような対策は考えて対応していこうと思っております。報告できるときになりましたらご報告したいと思います。

○齋藤委員長 よろしいですか。

高嶋委員さん。

○高嶋委員 今日現地を拝見して、最初に青森県さんから見させていただいたところ、岩手県の方式を踏襲して横ボーリングという形をやり始めるということをお聞きして、それプラスあと今日は青森県さんの資料が用意されていて、大分両県の状況というのが収束に向かってきつつあるのかなと思っておりました。

逆にどういう形で浄化完了というのを目指すのかということがそろそろ視野に入ってきて、別の種類の難しさが出てきたのではないのかなと、こんなふうに思っておりました。

今日拝見させていただいたところもA地区、B地区、それからJ地区と、それから植樹実験ということで、以前に注力をしていたN地区とかというのはもう既に、今日も視察ルートに入っていないくて、徐々に見る視点というのが変わってきていて、そういう意味では我々でも重要視点というのを注力していくのと、それから全体での浄化完了というのを頭の切りかえをどういう形でやっていくかというのを次回以降、その都度考えていかなければならないと、こんなふうに思いました。

以上です。

○齋藤委員長 ありがとうございます。

橋本委員さん。

○橋本委員 この協議会に出席させていただいてもう十何年かということなのですが、最初に掘削して廃棄物を除去するところから始めて運搬して、それで今残っているのが土壌汚染、そして最後のジオキサンという最終ステージなのですが、土壌、土の中の汚染を水で洗って除去していく、難しいことをやっているのだなというふうに思います。

それで、今日も青森県の方なんかも直接仰っていたのですが、土の中の水の動きは均質、均一で動いている訳ではおそくないだろうというようなことを考えると、確かに数値的には下がっていく傾向、今日のデータなんか見ていると成績もいいし、期待されるなどというふうに思う訳なのですが、やはり時間がかかるなど、そういうような中で急がないで見ていくというようなことの大切さみたいなものもひしひしと感じたというのが今日の視察の感想です。

それで、あともう一点ですね、私もこの委員させていただいて、副委員長ということで務

めさせていただいているのですけれども、ことしからワーキンググループの活動の一つとして環境再生、特に緑化に向けて動き出していこうという具体的なステップですね、第一歩を踏み出せたという意味で、多少なりとも委員にさせていただいて、少し実質お役に立てるようなところに立ったということで、非常に今後に向けてちょっと意欲的に取り組める元気さみたいなものを持ち始めておりまして、改めてこれにつきましても急がないでじっくり時間をかけて着実に現地の環境再生、跡地利用を進めていこうというように思いました。

そういうことで、今後ともしっかりとしたかかわり合いを持っていければなということでございます。

以上です。

○齋藤委員長 よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、山本田子町長さんからお願ひします。

○山本（晴）委員 廃棄物の撤去という観点から見ますと青森県側、岩手県側、事情は若干違っておる中で、さまざまな工夫をして一定の成果があらわれた、その後に1,4-ジオキサンのような課題が出されまして、非常に難しい対応を迫られているなどは感じておりました。青森県側も水みちの話も出たと思いますが、一様ではない中で、斜面であるがゆえに洗い出すのに非常に苦勞をしているということがあろうかと思ひます。岩手県側でもさまざまな対応をして、直接取り除くというふうなことも含めてさまざまな手を打って、具体的にだんだん行く先が見えてきているということは大変ありがたいことだと思ひております。今日見させていただいた中では、本当に時間との勝負ということが青森県側も、岩手県側もこれはあるのだなというふうなことが強く感じられました。こうすればよくなるということは、基本的なところは青森県側も、岩手県側も同じスタンスだと思ひますが、しかしながら現場、個別の事象に対して、一つ一つの課題については本当にこれに取り組むやり方というのはなかなか効果をあらわすところまでというとなかなか難しいものなのだなというところに果敢に取り組んでくださっているということは、ある面は大変難しいところであるということですが、どんどんその対応が目に見えて改善されているということは感じられ、大変心強く思つた次第です。

環境再生のことも今取り組んでいらっしゃるし、我々としましてもお隣のところでありますので、大変興味深く、そして一緒にこの環境再生がなっていけばなと考えてございますので、今後もぜひ我々もしっかりとお手伝いできることをしっかりとお手伝いできるような体制づくりをつくってまいりますので、今後ともどうぞよろしくお願ひしたいと思ひて

おります。

○齋藤委員長 ありがとうございます。

では、築田委員さん。

○築田委員 これまでの間ですけれども、原状回復のための対策、しかも前例のない大変ご苦労な仕事であったなというふうに改めて思っていて、今日現場で山本町長さんとも話したのですが、Bの斜面ですよ、ぎりぎりの県境斜面、のり面のところに1万数千社の事業所からの廃棄物がどれだけ持ち込まれて、どんな形態で、どのような投棄をされたのかなというのを改めて思い知らされたというか、人的汚染の大変さというものを現場で改めてまた認識をした感じでした。

以上です。

○齋藤委員長 ありがとうございます。

では、山本わか委員さん。

○山本（わ）委員 掘削した斜面の底に雑草が生えているのにすごく感激しました。こういうふうにして再生して、雑草が生えて森林になっていく一步をこの雑草があらわしているなどと思って感激した次第です。

毎年この年度初めに思うのですけれども、事務局の担当の方々の熱き思いの挨拶の後に2年もすればすぐまた担当が代わってしまう。もうちょっと担当者の熱き思いを続けていけないのかと毎年思う次第であります。今後ともよろしく願いいたします。

○齋藤委員長 これが県の立場として専門職をずっとという訳にもいかないところが苦しいところだと思います。ただ、よくわかった方を選んでくださって、そしてずっとはいいませんが、そしてまた戻ってきて対策をと、そういうような努力は県当局もしていただいておりますというふうに私も感じております。担当者は代わってくると、すぐまた新しいことを勉強して、全て答えなければならないというのは大変つらいことではないかと思いますが、頑張ってください。

それでは、藤原二戸市長の代理の石村委員さん、代理でお願いします。

○石村代理（藤原委員） 今日、市長はちょっと所用ございまして、代わりで出席させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、事案の発覚からこれまで撤去であるとか、浄化作業であるとか、さまざまなご苦労をしてここまで取り組んでいただきましたことに、改めて感謝を申し上げたい、そのように思います。

皆様から終わりに近づいている、収束に向けてどうするかというようなお話もございました。ただ行政、廃棄物が投棄された現場を持っている行政とすれば、やはりここで暮らしている方々が納得できる終わり方というものが一番大事であると、そのように考えてございます。個人、個人、住んでいる方々はそれぞれ納得できるという基準はそれぞれなのかもしれませんが、できるだけ多くの方、できれば全ての方ができるような形での完了というふうなことを目指して取り組んでいただければと、そのように考えてございますので、これからどうぞよろしく願いいたします。

○齋藤委員長 ありがとうございます。

中澤委員さん。

○中澤委員 これまでの現地見学は、環境浄化についての現地見学だったのですが、今回は苗木の植栽試験ということで、それを見学できまして、原状回復事業が何となく最終フェーズに入ったという、新しい展開になったというような感じがしてきて、そろそろ浄化も着実に進めていって、本事業が終わるのではないかというような感じを持ちました。

○齋藤委員長 颯田委員さん。

○颯田委員 私は今年度に入って、岩手県としては曲がりなりにも計画の最終年度ということで、少しいろんな情報を振り返ってみたのですが、そのときに県庁のホームページをちょっと頼りにさせていただいたときに、実は青森県さんのホームページはとても充実していたのですが、岩手県庁さんの情報はとても少なかったのです。ちょっと温度差を感じましたので、その辺追々追いつかれるのだと思いますけれども、少し気にしていただいて、情報をいっぱい出していただきたいなというように思いました。現場は、1,4—ジオキサンの対応というのは多分全国でも先進事例だと思いますので、ぜひ頑張っていただきたいなと思います。よろしく願いします。

○齋藤委員長 ありがとうございます。私もホームページで最近見ていませんでしたので、ありがとうございます。ご参考に。

では、牛間木委員さん、どうぞ。

○牛間木委員 私は、今回が初めての参加でございました。私が住んでいる所は現場から車で15分、20分ぐらいの距離にあります。実際にこのような協議会があるということは知ってはおりましたが、不法投棄現場を見させていただいたり、協議会に参加させていただいたり、皆さんの知恵と努力とご尽力で確実に原状回復が進んでいるのだなというのを大変感じました。

そろそろ収束に向かっているのだなという感覚はしましたが、これからあと何年か、かかるのでしょけれども、このまま皆さんのご協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○齋藤委員長 ありがとうございます。

それでは、生田委員さん。

○生田委員 私もしばらくぶりで現場の状況を見させていただいたと同時に、橋本先生が頑張ってくださった植栽された現場を見て、本当に収束に向かっているのだなという感じを強く受けました。本当に何てひどいことをしてくれたのだというふうな感じがします。本当に一度壊れてしまった自然環境というのは、もとに戻すのにこんなにも時間がかかるものなのだなど、お金ももちろんかかりますけれども、そういったことに改めて長い時間がかかっているのだなということを感じました。

そして、浄化完了に向けて現場で取り組んでくださっている皆さんが本当にいろいろ大変なご努力をされていることに心から感謝を申し上げたいと思ひます。いろいろ先ほど来出ていましたけれども、何年かですいろいろ転勤となり、新しくいらした方も来た途端にいろいろやらなくてはならなくて大変だろうと思ひますけれども、その辺のところをまたいろいろよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、先ほどお話が出ていました青森県との連携でやっていただくということはとても大事なことです、その辺のところもよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○齋藤委員長 ありがとうございます。

藤田部長さん、ご感想をどうぞ。

○藤田オブザーバー 実は先ほど委員の方からもお話がありました実施計画の変更について、佐々木課長から環境省との協議中ですということで、詳細については協議がある程度落ち着いてからというご報告の旨あったのですが、実は実施計画の変更については、当財団で抱えております調査会というもので審議をして、技術的な面が妥当かどうかという評価をするという位置づけがありまして、先々週に現地を見させていただきました。今日の雨とは違ひまして、霧で全く現場が見えない、10メートル先が見えないような状態だったので、皆さんほとんど現場の確認ができなかつたのですが、県の方からの資料の説明等で1,4-ジオキサンの処理に関しては県の方が今やられている考え方でおおむねうまくいくでしょうということで、計画は妥当であるという評価はいただいております。ただ、委員の中

から、そのほかの場所だとか、そのほかの物質に対してどうなのかというところは、そこまで細かい議論はされていませんので、そこについては今後環境省との協議の中で最終の計画の変更の案を収めていくということになりますので、もう少し時間がかかろうかと思えますけれども、調整がつけば県から協議会にも報告があると思えます。

さまざま委員の方から意見が出ている中で、私も岩手県さんをお願いしたいこととしては、再三出ている青森、岩手両県の協議という中に、あの現場の事業完了に向けての評価方法といますか、そういうところを当然両県別々で考えなければいけないところはあるのですけれども、ある部分では同じようなところも必要なのかなと、それと県境は今矢板がありまして、この矢板をどうするかというような県境の調整方法というのがまだ課題として残っておりまして、これについて産廃特措法は平成34年度まで最長で認められればあるのですけれども、そこまでに協議すればいいということではなくて、もう早急に調整をしていただきたいなというのが感じたところがございます。そうしないと、それに基づいて対策が変わることもあり得ますので、そういうところ、岩手県さん大変なのですけれども、青森県さんとの調整と、あと環境省との調整をしっかりといただいて、最終的には両県そろってあの現場やっとな終わったよねと、これで安心できるよねという形にさせていただきたいと思っておりますので、そのためには環境省との間に財団が入ることは全然労を惜しみませんので、相談をしていただければと思っております。

以上です。

○齋藤委員長 ありがとうございます。

私も言い尽くしたと思いますが、ちょっと思い出した点、実はもう20年近く前に不法投棄の現場の問題が出たときに、私も当時の増田知事に会ったときに「全面撤去ですね」と言ったら「当然です」というその一言で廃棄物の専門でない私もかかわるようになりました。そのときに思いがあったのは、青森・岩手県境事案発生前の日本最大の不法投棄だった四国の豊島、県と住民との間に信頼関係を築くことができず、双方大変な苦勞されている状況と聞き及んでおりました。岩手県では、絶対このようなことはしてはいけないというふうな思いで、この協議会についても我々研究者、学識者と言われている人間の他に地域の代表、田子町、二戸市、そういう方々が一緒になって対策を考え、そして地域の方が納得できる形で撤去、浄化、それを目指さなければいけないということでこの協議会を提唱した記憶があります。

我々も随分勉強に行った豊島がようやく今年、つい最近になって廃棄物の撤去が終わった

ということで、もっと進んでいるかと思ったのですが、話によると浄化ということはまだこれからだというふうな状況で、負の遺産というのは本当に長い時間、そして多くの人々の心を傷つけ、多くの資金を失うという、そういうことを改めて痛感しました。岩手県でも先はまだかと思えますけれども、ここまで進んできたということについていえば、我々も正直頑張らせていただきましたし、当然県さんも、そして関連した企業の方々もいろんな技術提案されて、まさに産学官一体になって、もちろん地域の人と連携してこういうことが進められてきたということ、そのことの価値を豊島でようやく撤去完了というニュースのときにしみじみ感じました。それが私の思いであります。ありがとうございます。

それでは、皆さんからのご意見も承りましたので、これで議事は終わりにしてマイクをお返ししたいと思います。ご協力ありがとうございました。

○長谷川主任主査 齋藤委員長におかれましては、長時間にわたる議事進行ありがとうございました。

4 その他

○長谷川主任主査 4、その他でございます。事務局から1点事務連絡がございます。次回の協議会の開催予定は9月16日、土曜日に開催する予定でございます。委員の皆様には、あらかじめ当協議会にご出席いただく日程の確保をお願いいたします。また、委員の皆様には開催前にご案内をいたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で事務局からの事務連絡を終わります。

5 閉会

○長谷川主任主査 本日は、委員の皆様、長時間お疲れさまでございました。

以上をもちまして、第71回原状回復対策協議会を閉会いたします。大変お疲れさまでございました。